

平成 19 年度 第 1 回 芦屋市文化財保護審議会 会議要旨

日 時	平成19年7月13日（金） 13：30～15：00
場 所	北館 4階 教育委員会室
出席者	会 長 多淵 敏樹 委 員 神木 哲男 委 員 村川 行弘  事務局 教育長，社会教育部長，同次長，生涯学習課課長補佐，同学芸員，同 社会教育主事
会議の公表	公 開                      非公開                      部分公開  < 非公開・部分公開とした場合の理由 >
傍聴者数	0人

1 議題

報告事項

「金津山古墳包蔵地における福祉施設建設計画について」

2 審議内容

委 員：我々は，市民のために文化財を保護するという付託を受けて委員をしている。

委 員：金津山古墳環境整備事業は，地震により凍結されていると理解している。

該当土地は，審議会の意向に沿い買収してもらったと理解している。

未盗掘で完全に保護された市内唯一の古墳に建物が建つのは心外である。

この土地に埴輪館を建ててもらいたい。

委 員：当該地の取得目的が金津山古墳環境整備にあったのではないのか。

事務局：当初の目的と異なる用途で使用されることもある。しかし，教育委員会に事前に相談はなかった。

委 員：金津山古墳環境整備事業計画書は，震災で立ち消えとなったのか。

事務局：震災ですべての事業は御破算となったと理解しており，その後は新たに策定した震災復興計画に基づき事業を実施している。

委 員：福祉施設建設計画は，教育委員会に相談もなく決定されたのか。

事務局：相談は受けていない。93 条による届出があった後，保健福祉部の担当に，この場所に福祉施設を建設することについて，地元の理解を得ているのか問い合わせたところ，地元説明会を実施し了解を得ているとの回答があった。

委 員：市が金津山古墳環境整備事業計画等を知らないで福祉施設建設計画を決定したのであれば，建設計画を白紙に戻すべきではないか。

事務局：平成 17 年に管財課から当該地について教育委員会に照会があったので，当該地の教育委員会での動きや文化財課の意見は伝えている。

事務局：金津山古墳環境整備事業計画は凍結されてはいるが，活着していると判断している。今回の福祉施設建設計画は残念である。

- 委員：金津山古墳環境整備事業計画書の凍結はキャンセルではなく、いつか解凍されるはずだ。
- 社会福祉法人に対して市有地を貸すことは、震災復興計画にないのではないか。
- 教育委員会が、当該地を金津山古墳の範囲として明示していなかったからといって、福祉施設建設計画を認めることにはならない。
- 文化財保護審議会としては、この計画を容認できない。容認すれば、文化財の保護を放棄したことになり、市民に対する責任が取れない。
- 事務局：金津山古墳の範囲については、ホームページで簡易な図面を掲示しているし、窓口では、問い合わせに対して埋蔵文化財包蔵地図を示して説明している。
- 委員：本来、当該地は史跡として指定すべきではなかったか。
- 事務局：財政上の問題等で、史跡指定の前提とした金津山古墳の発掘や、古墳埴輪館の建設は困難であると認識しているが、市当局は他の土地を提供することを配慮できなかったかと考える。
- 委員：周知の遺跡の上に建物を建設するのは容認できない。
- 遺跡を破壊しないような基礎部分の設計変更はできないか。
- 委員：福祉施設が建設された後、将来において文化財関連施設を建設するになった場合、福祉施設を移転してもらえるのか。
- 委員：発掘の結果、多くの埋蔵物が出て、建設計画はおかしいという世論になる。
- 事務局：世論の声大きい場合は、建設中止ということも可能性としてはあり得る。
- 委員：事務局としては、建設中止を、保健福祉部に伝えるだけに留まるのか。
- 事務局：建設中止を保健福祉部に申し入れることは困難ではないか。
- 委員：市が遺跡を破壊するようなことをすると、民間指導ができなくなる。
- 墳丘部だけでも史跡指定をすべきではないか。
- 今後、史跡指定を含めた諮問をお願いしたい。
- 丁寧な確認調査を行うとともに、発掘現場を委員に見てもらうべき。
- 確認調査の結果を報告すること。

以 上